

江別市立大麻東中学校 いじめ防止基本方針

(平成30年2月 全面改訂)

いじめの基本認識

- いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されません。
- いじめは、加害者、被害者だけで捉えるのではなく、止めようとしていた生徒、気付いていたけれど、どうすることもできなかつた生徒、全く気付かなかつた生徒など、構造的にとらえます。
- いじめ又はいじめの疑いがある場合、速やかに学年部・生徒指導部まで情報共有し、校長まで報告、アンケートや聞き取り等で事実を確認し、被害生徒の側に立ち、いじめか否かの判断をします。
 - ① いじめと認知した場合、校内でチーム（いじめ対策委員会）を組織し、加害生徒の指導、被害生徒の心のケア、保護者への説明、学級・学年全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
 - ② いじめと認知しなかつた場合でも、当該生徒への指導だけでなく、必要に応じて、学級全体への指導など、学校として組織的な指導を迅速に行います。
 - ③ いじめが一度解決したとしても、被害生徒が「いじめられている」と感じた場合、「いじめが完全に解消したとは言えない」状態と考え、いじめ根絶に向けて、指導を続けます。

○ 「いじめ」とは

一定の関係のある者が、

- ・冷やかし、からかう。ものまねをしてバカにする。
 - ・「きもい」「うざい」「くさい」「ぶりっこ」などと悪口を言う。
 - ・ネットやスマホ、SNSやラインに悪口を書き込む。
 - ・仲間はずし。嫌がらせ。物をとったり、隠したり、壊したりする。嘲笑う。
- など、相手に一方的につらい思いをさせてしまう行為です。

○ 「いじめ」は、なぜ起きるのか、なぜ止められないのか

- ・自分のストレスやイライラのはけ口としたり、「自分は上だ」と示すため。
 - ・遊びのつもりで、相手がつらい気持ちになっていることに気付かないため。
 - ・先生に告げ口したり、いじめに参加しないでいると、自分がいじめられるから。
- などが考えられます。

○ 「いじめ」についての間違った認識

● いじめられる側にも問題がある

→いじめという行為は許されるものではありません。

● いじめに打ち勝つ力も必要

→だからと言って、いじめを正当化してはいけません。

● 過去に、相手も嫌なことをしたから

→だからと言って、いじめをしてはいけません。

● 「訴えた者勝ち」ではないか

→いじめは見えにくいことから、訴えたら対応するのは当然です。

○ 参考

■ いじめ防止対策推進法（国、平成25年）

第4条「児童生徒は、いじめを行ってはならない。」

■ いじめの防止等に関する条例（北海道、平成26年）

第4条「児童生徒は、いかなる理由があっても、いじめを行ってはいけません。」

1 いじめの未然防止の取組

(1) いじめ根絶の意識を風化させない生徒会の取組

① 生徒会主体の「いじめ根絶」の取組の実施

- ・生徒会として、毎年、学校の実態を踏まえた企画をし、実行していく。

② いじめ根絶集会

- ・年度の「いじめ根絶」の取組を振り返り、今後の取組の充実に生かしていく。

③ 「えべつ中学生サミット」の成果の普及

- ・「えべつ中学生サミット」に参加した内容を集会や校内放送等を通じて啓発していく。

(2) 各学年・各学級における日常の指導

① 「いじめ」の恐ろしさを伝える指導

- ・「いじめを受けた人」は、例えば、「世界でたった一人になった」「誰も信じることができなくなった」「自分の居場所がない」など、心に深い傷を受ける。その傷は一生消えることがない。「いじめをしてしまった人」も、「いじめの恐ろしさについて、もっと勉強しておけばよかった。」「いじめたということを一生、背負って生きていかなければならない。」と、心に傷を負う。

- ・いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない、してはいけないことを繰り返し伝える。

② どうすれば、「いじめ」をなくすことができるか、考え方させる指導

- ・一人一人が相手を思いやる優しい気持ちをもち続ける。
- ・中学生として、まわりに考えて言動する。自分がされて嫌なことはしない、言わない。
- ・「いじめにつながる行為」に気付いたら、「声をかける」「注意する」「先生に伝える」など、必ず行動することを徹底する。
- ・日常、教師自身が「共感的なかかわり方」で生徒と接する。

(3) 校長及び教職員の姿勢

① 校長及び教職員は、日頃から、生徒一人一人の人権を守る言動に心がける。

② 教員は、休み時間や放課後等、日常の生徒の様子の把握に努める。

③ 教員は、進んで、生徒一人一人のよさ、努力、持ち味を認める発言に心がける。

④ 各学級において、一人の欠席者を気遣ったり、欠席者が学校に来た時に温かく迎える。

⑤ 教科担任等は、学級の様子で気が付いたことを学級担任に伝える。

⑥ 学年部を中心に、いつでも、誰でも、生徒の相談に応じることができるよう、努める。

⑦ 校内研修や職員会議において、本方針に基づく「いじめに関する内容」を必ず位置付ける。

(4) 保護者への意識啓発

① 学校便りで、保護者にも知らせ、家庭での「いじめ根絶」についての協力を依頼する。

② P T A総会、研修会、役員会等、様々な場面で、保護者への意識啓発を図る。

(5) 学校評価への位置付け

① 自己評価の資料となる「生徒アンケート」「保護者アンケート」に、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」に努める。

② 学校関係者評価にも、「いじめのない学校づくり」に関する項目を位置付け、学校の認識や取組に対する必要な意見・助言を求める。

2 いじめの早期発見の取組

(1) 教師と生徒、保護者との信頼関係づくり

- ① 「いじめは教師の見えないところで起きている」という認識のもと、ネット上も含めて、情報収集できるよう、生徒や保護者に当初から「気になることがあれば伝えてほしい」と依頼しておく。
- ② 「先生に知らせてくれた人を責めることは絶対に許さない」と生徒全員に伝えておく。
- ③ 生徒一人一人との日常的な対話や声かけを大切にし、生徒が相談しやすい関係をつくる。

(2) いじめに関する相談窓口の情報提供

- ① 生徒指導部や教頭など、相談窓口を学校便り等で知らせておく。

(3) アンケート等の実施

- ① 年3回の道教委「いじめアンケート」、年2回の学校「生徒アンケート」により、早期発見に努める。

3 いじめの早期対応の取組

① チームを編成

- ・学級担任、学年部、生徒指導部長、教頭、校長、(必要に応じてスクールカウンセラー等)

② 事実確認

- ・アンケート、聞き取り、当該生徒との面談など。

③ 指導方針の決定

- ・指導目標の明確化、全教職員への周知、チーム内の役割分担

④ 当該生徒への対応

- ・加害生徒への指導と謝罪の場の設定、更正に向けた助言
- ・被害生徒への心のケア

⑤ 当該生徒の保護者への対応

- ・情報を知らせ、学校の対応の不備を謝罪
- ・必要に応じて「関係保護者会」「保護者会」を実施

⑥ 学級又は学年全体への指導

- ・事実とその重大性の周知
- ・二度と起きないよう、考え方、話し合い、実行することを促す

⑦ 江別市教育委員会への報告（必要な指導を受ける）

⑧ その後の状況把握

- ・「いじめは繰り返される」可能性があることを踏まえ、注意深く観察する。

⑨ いじめの解消

- ・いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次のアとイの2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上も含む）が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること、心身の苦痛を感じていないかどうかを本人への面談等により確認する。

- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。校内組織（生徒指導対策委員会）は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、次の場合をいう。

- いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめではない」「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。
- ② 第三者の参加を図った調査班を組織し、事実の把握に努める。
- ③ 生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。
- ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。
- ⑥ 調査結果は市長に報告する。
いじめを受けた生徒及び保護者が求める場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。
- ⑦ 調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める時は、再調査を行う。再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。

いじめ根絶の願い

大人一人一人が、
「相手の気持ちを分かろうとすること」
「優しい気持ちで接すること」
を心がけることにより、「いじめ」根絶につながると確信しています。

そして、この思いを、生徒一人一人が、未来へと受け継いでくれることを願います。

(平成30年2月 大麻東中学校 校長及び教職員)